**設備保守点検業務委託仕様書**

1　件　名

　　ともかぜ振興会館設備保守点検業務委託

2　履行場所

　　那覇市金城3丁目5番地3

ともかぜ振興会館

　　※RC造3階建 一部鉄骨造(屋根)　建物面積1,934.41㎡　延べ面積2,842.41㎡

3　期　間

　　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4　設備保守点検業務の種類

　(1)　自家用電気工作物保守点検業務

　(2)　消防設備保守点検業務

　(3)　防火設備点検業務

5　共通事項

　(1)　本仕様書は、本業務の大要を示すものであり、本仕様書に具体的な記載のないものであっても、本業務対象設備の付属品等の点検や、業務の性質上、受託者が当然行うべきもの及び軽微な事項は受託者が実施する。

　(2)　受託者は、本業務を的確に行うために、適正な人員を配置し業務全般の進行管理を行うとともに、総合的な管理の責任をもって自主的、計画的、かつ積極的に行わなければならない。

(3)　本業務の対象設備等の種別・数量について本仕様書に記載の内容と現況に相違がある場合は、現況を優先する。この場合において、受託者は速やかに発注者の担当職員に報告する。

(4)　受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(5)　受託者は、本業務に関連する法令等の改正があった場合は、遅滞なく当該業務の見直しを行い、担当職員に報告するものとする。

(6)　本業務の実施に伴って必要な官公庁その他関係機関への手続は、受託者が自らの負担において行うものとする。

(7)　受託者は本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(8)　受託者は、点検等の業務を実施したときは、その結果についての報告書を発注者に提出するものとする。

(9)　委託料の支払いは、各業務の定期点検の実施後に行うものとし、その内訳は、契約書に定めるものとする。

6　特記事項

　(1)　自家用電気工作物保守点検業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 電気事業法、電気事業法施行規則及び保安規程に基づく、電気工作物の維持運用に関する保安の月次点検及び年次点検その他必要な申請、届出、報告等 |
| 対象機器等 | 受変電設備、非常用発電設備その他電気設備 |
| 作業頻度 | ①月次点検：毎月②年次点検：年1回(月次点検を含む。)③臨時点検：必要の都度 |
| 資格等 | 電気事業法施行規則の規定に適合する者 |
| その他 | 緊急時等の対応・連絡体制を整えること |

　(2)　消防設備保守点検業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 消防法に基づく消防設備等の点検及び結果報告設備等の維持管理 |
| 対象機器等 | 屋内消火栓、消火器その他消防用設備 |
| 作業頻度 | ①総合点検：年1回②機器点検：6月1回③非常用発電機点検：年1回 |
| 資格等 | 消防設備士又は消防設備点検資格者 |
| その他 | 消防用設備点検を実施したときは、所定の様式による検査票のほか、次の資料を提出すること。①故障等の不具合箇所を明示した位置図等②次年度に交換又は点検を要する設備等(消火器、耐圧ホース等)の一覧表避難訓練を実施する場合の訓練補助を行うこと |

　(3)　防火設備点検業務

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 建築基準法に基づく防火設備の点検 |
| 対象機器等 | 防火扉(1箇所) |
| 作業頻度 | 点検：年1回 |
| 資格等 | 一級建築士、二級建築士、建築設備等検査員 |
| その他 | 点検結果の報告書を提出すること |

7　協議等

本業務の実施において、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。